

練成公園



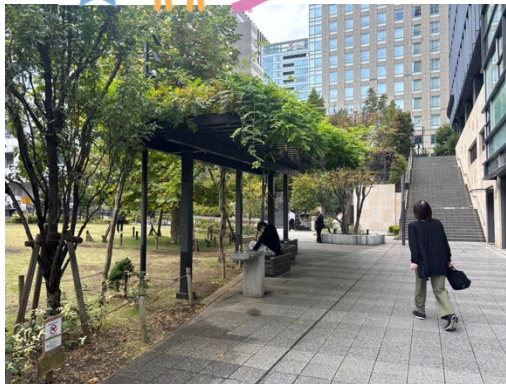
震災復興小公園の歴史をゆうするため、現在は閉館となっている隣接施設との一体的な利用が望まれます。また、現状では遊びの機能が不足しているため、先駆的機能、遊び機能の強化が考えられます。また、宮本公園、芳林公園と近い立地のため、2公園との連携が考えられます。



淡路公園



隣接しているワテラスとの一体的利用が想定されます。現状ではイベントなどでの地域活用が活発ですが、遊び機能がないため、先駆的機能や遊び機能の強化が望まれます。



昌平橋東橋詰広場



昌平橋橋詰に設置された広場で、現状は休息スペースとして活用されています。西橋詰広場と連携し、同様に、市民活用の場所として整備されていくことが望まれます。



昌平橋西橋詰広場



昌平橋橋詰に設置された広場で現状では市民花壇として活用されています。継続して地域活用の広場としての機能を継承することが望まれます。



### ③ 和泉橋エリア

#### 佐久間公園

本地域の中で和泉公園に次いで大きな公園で、神社が併設されるなど歴史的機能も有している地域を代表する公園です。遊具のインクルーシブ化やスポーツ系の先駆的機能を導入することなどが考えられます。近くに立地する和泉公園との機能連携も考慮する必要があります。



#### 龍閑児童公園

旧龍閑川と旧浜町川が交流する場所に位置し、歴史的な機能も有している公園です。公園の一部は中央区の所管となっており、機能連携を図る必要があります。歴史的機能や先駆的機能の強化が考えられます。



#### 和泉公園

三井記念病院と和泉小学校と隣接しており、復興小公園としての歴史を有している地域を代表する公園です。周辺施設との連携を考慮しながらも、インクルーシブ遊具やボール遊び、花火などのソフト活用面も含めた先駆的機能の強化が望まれます。



秋葉原公園

JR 秋葉原駅前に立地する、地域を代表するシンボリックな公園です。駅前にあり、利用者も多いことから、シンボル機能に加えて、地域活用機能の強化が望まれます。



岩本町馬の水飲み広場

江戸時代の物資輸送のための牛馬の水飲み場として、また街道を往来する人々の休憩の場として重要な役割を果たした場所として歴史的機能の強化が望まれます、一方で道路に囲まれた場所であることから、ドッグランやスポーツ系の機能の強化が考えられます。



秋葉原駅東口広場

秋葉原公園同様に JR 秋葉原駅前に立地する、地域を代表するシンボリックな公園です。駅前にあり、利用者も多いことから、シンボル機能に加えて、地域活用機能の強化が望まれます。



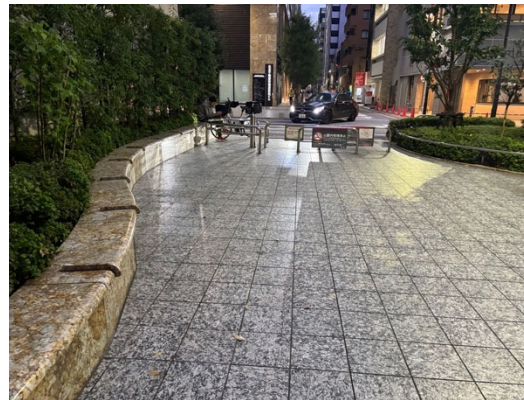
### 大和橋広場

道路に面しており、広場空間がメインの広場となっています。まとまった広さを活かしインクルーシブ遊具を設置するなど、遊び機能を強化する公園整備を目指します。また、既存の植栽や休息スペースは維持することが望まれます。



### 秋葉原中央令和広場

秋葉原公園、秋葉原東口広場同様に秋葉原駅から近い、地域を代表するシンボリックな公園です。駅前であり、利用者も多いことから、シンボル機能に加えて、地域活用機能の強化が望まれます。秋葉原公園、秋葉原東口広場からは少し場所が離れるため、先駆的機能の強化も考えられます。



### 地蔵橋東児童遊園

周辺には地蔵橋西児童遊園や地蔵橋公園、地蔵橋南東児童遊園があり、これら4つの公園での機能連携が考えられます。本公園は遊び機能や先駆的機能強化を中心に、中央区が有する2公園との連携が望まれます。



機能連携

地藏橋西児童遊園

本公園は周辺の4公園の中で唯一トイレを有している児童遊園です。4つの公園の機能連携の中で重要な機能であることから、継続してトイレとしての整備を継続することが望まれます。

現状

▼  
未来



お玉が池児童遊園

ビルの合間に挟まれたリニアな児童遊園です。憩いの場所として機能するとともに、地域活用場所としての整備が望まれます。

現状

▼  
未来



岩本町二丁目児童遊園

児童遊園としては比較的大きめの場所で、遊び機能や先駆的機能の強化が望まれます。本児童遊園のシンボルであるイロハモミジの継承も望まれます。

現状

▼  
未来



機能連携

和泉橋南東児童遊園

和泉橋の橋詰に位置する公園で、防災倉庫などの地域活用が行われています。一方で公園内の通過利用も多く、地域の中ではシンボリックな位置付けが可能です。地域活用及びシンボリックな公園整備が望まれます。



和泉橋南西児童遊園

現状では駐輪場としての利用が主なものとなっています。近くに立地する佐久間橋児童遊園との連携を図り、地域活用の利用を進めていくことが望まれます。



佐久間橋児童遊園

佐久間橋児童遊園は親水テラスを有している特徴ある児童遊園です。この特徴を活かし、地域活用機能や先駆的機能の強化を図ることとします。



美倉橋西児童遊園

美倉橋西児童遊園は周辺の3児童遊園との連携を図り、現状と同様のトイレとしての機能・利用を継続していくこととします。

現状



未来



美倉橋北児童遊園

美倉橋北児童遊園は3児童遊園との連携を図り、遊び機能や先駆的機能の強化を図ることとします。

現状

未来



美倉橋東児童遊園

美倉橋には東・西・北と3つの児童遊園が位置しています。3つの児童遊園の連携を図り、本公園は遊び機能、先駆的機能の強化が望まれます。

現状



未来



機能連携

左衛門橋南児童遊園

周辺には千代田区立・左衛門橋北児童遊園、台東区立・左衛門町児童遊園、中央区立・左衛門橋南東児童遊園の4児童遊園が立地しています。これら4つの機能連携を図り、本公園は遊び機能、先駆的機能の強化を図ります。

現状

未来



左衛門橋北児童遊園

左衛門橋南児童遊園同様に、周辺4児童遊園の機能連携を図り、本公園は遊び機能、先駆的機能の強化を図ります。

現状

未来



いずみ児童遊園

児童遊園の中では比較的大きく、まとまった矩形の敷地を有しています。その形状の特徴を活かし、ニーズが多い、ボール遊びなど先駆的機能の強化を図ることとします。

現状

未来





#### ④ 大手町・丸の内・有楽町・永田町エリア

##### 常盤橋公園

都内最古の石橋で近年復元整備が行われた常盤橋や、江戸城常盤橋門に立地している歴史ある公園です。シンボル機能、歴史的機能を強化していくことが望めます。



##### 内幸町広場

内幸町ホール前に立地しており、ビル公開空地と連続している広場です。内幸町ホールと連携し、シンボル機能を強化することが望めます。北西側は道路との高低差が大きく、階段での限定的なアクセスとなっているため、広場へ入りやすいエントランス空間づくりを目指します。



エリア毎の整備方針及び公園毎の整備方針に基づいて、達成を目指す公園機能について P75 のマップに示します。千代田区立以外の公園を含み、複数の公園で一体的に機能を補完しあうことで、利用者の行動範囲やニーズに対応することを目指します。

# 千代田区立公園 機能分類マップー覧

都立公園等含む  
令和5年10月時点

Scale 1/15,000  
0 250 500m

## ②【神保町・ 神田公園・万世橋エリア】

## ③【和泉橋エリア】

## ①【麹町・番町・飯田橋・ 富士見エリア】

## ④【大手町・丸の内・ 有楽町・永田町エリア】



マーク凡例	
	1機能
	2機能
	3機能
	4機能
	5機能
	6機能
	公園空地
	区立の公園や広場
	区立以外の公園や広場
	公園空地や緑道等

凡例  
【詳細区分】  
● 緑地  
● 公園  
● 公園空地  
● 公園空地(緑道)  
● 公園空地(車道)  
● 公園  
● 公園  
74

# 千代田区立公園 機能分類マップー覧 未来マップ

Scale 1/15,000  
0 250 500m

## ②【神保町・ 神田公園・万世橋エリア】

## 万世橋地域

## ③【和泉橋エリア】

## 和泉橋地域

## 神田公園地域

## ④【大手町・丸の内・ 有楽町・永田町エリア】

## ①【麹町・番町・飯田橋・ 富士見エリア】

## 飯田橋・ 富士見地域

## 麹町・番町地域

- 凡例  
【緑地区分】
- 樹木配置地
  - 草地
  - 屋上緑地(樹木)
  - 屋上緑地(草地)
  - 湧水
  - 水田

公園空地や道路の公園的利用を旨とするエリア

公園空地や道路の公園的利用を旨とするエリア

公園空地や道路の公園的利用を旨とするエリア

公園空地や道路の公園的利用を旨とするエリア

### 【目指す遊び場の拡充】

- 子ども向けの遊具  
18→●公園 / 58公園
- 健康遊具  
5→●公園 / 58公園
- テニスコート・野球場・フットサルコート  
1→●公園 / 58公園
- ボール遊び場  
0→●公園 / 58公園
- スケボーパーク  
0→●公園 / 58公園
- ドッグラン  
0→●公園 / 58公園

### マーク凡例

●	歴史的機能	●	1機能
●	シンボル機能	●	2機能
●	自然環境機能	●	3機能
●	地域活用機能	●	4機能
●	先駆的機能	●	5機能
●	遊び場機能	●	6機能
●	公園空地		
○	公園		
○	区立の公園や広場		
○	公園		
○	区立以外の公園や広場		

## 第4章 公園づくりのアクションプラン

---

## 第4章 公園づくりのアクションプラン

### 1. 計画の実現に向けて

整備方針に基づき今後の公園整備を進めるにあたり、全面改修・部分改修・管理運営の向上の3手法に分類します。

基本的に整備が優先される公園は、調査した施設の劣化判定において、劣化していると判断された施設が多い公園についてはさらに整備優先度は高くなりますが、区内の整備分布状況を踏まえ、地域に偏りが無いよう整備を進めていく必要があります。小規模公園が集まるエリアについては各公園の機能分担を計画する等包括的な視点から整備する必要があるため、タイミングを図りながら事業を進めていくことが求められます。

また、公園整備で実施される意見交換会等に参加される近隣住民の方や、公園に愛着を持っている利用者には整備後の公園にも深く関わってもらえるよう、地域による公園のルールづくりや、地域による掃除、花壇 整備等の管理運営ができる機会を支援していきます。

#### 1-1 全面改修による機能向上

全面改修を優先的に行う公園については、地域的なバランスや再整備することの効果などを加味して総合的に評価し選定します。その対象公園は、全体的に課題が多く抜本的なリニューアルによる機能向上が必要となることから、整備方針に基づき、改修を行います。なお、区に多く立地している小規模公園では、全面改修に当たって、求められる機能を全て盛り込むことは困難なため、周辺公園と機能を分担するとともに、公園間の連携や機能の補完などに配慮し、公園やみどりのネットワーク化を図っていきます。

園内の施設状況や園外の地域の状況は変化していくため、適宜進行管理を行い見直すことを前程とします。なお、公園に隣接する公共施設の改修があるなど、評価指標以外の要因により、一体的な整備した方が公園の機能向上が図れる効果が大きい場合は、評価結果とは別に全面改修を行う場合があります。

また、整備にあたっては庁内の関係部署との連携や地域の方の理解も必要とします。そのため、地域の方々とはオープンハウスやアンケート等の手法を用いて合意形成を図り、より愛される公園づくりを目指します。

### 1-2 部分改修による機能向上

特定の項目のみ評価が低い公園や施設の点検等の結果、改善の必要がある公園、整備方針に基づき軽微な改修を必要とするについては、その要因を解析するとともに、緊急性、必要性、及び将来的な全面改修の予定に配慮し、撤去・更新・改修などその手法を考慮しながら、その特定の項目に関して改善していきます。地域との合意形成については、スピード感も重視しながら検討を行っていくものとします。

また、部分改修では公園としてのトータルデザインを意識し、改修する公園全体のデザインに配慮した改修を目指します。仮囲いなど施工中の景観にも配慮した色彩・デザインとします。

### 1-3 運営管理による質的向上

区による管理運営にあたっては、区民ニーズを捉え、利用者の意見を反映するように日々の公園管理を見直し、改善を図っていきますが、区のみでは、人員や財政面等で、全ての公園に対して維持管理水準を高めていくことは難しいため、区民管理制度等の区民との協働による公園管理運営を推進します。公園の質的向上を図るとともに、地域の交流の場となり人の輪が広がる公園を目指します。

さらに、区は、区民団体などを通して、公園の利用促進事業についても必要に応じて検討し、区民提案型の事業や地域活動など、地域の主体的な活性化促進事業による利用促進を図っていきます。

## 2. 公園施設の維持管理

公園を構成している施設には老朽化が見られるものもありますが、今後の再整備や維持管理にあたっては限られた予算の中で機能保全を図るため、日常的な維持修繕や定期的な部材の交換、危険施設等の撤去・更新等、維持管理を計画的に行うストックマネジメントに取り組む必要があります。

具体的には比較的大きな土木構造物や建築物は劣化や損傷を未然に防止させながら長持ちさせ、小規模の休憩所やベンチ、車止めなどは機能しなくなった段階で取り替えを行います。遊具については、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（H26.6：国土交通省）などに基づき、施設の安全確保のために必要となる点検、消耗部品の交換や施設の更新などを含めた維持管理が行い、ライフサイクルコストの縮減に努めます。植栽については、剪定や間伐などの質により機能に大きな差が生じるため、植栽に求める機能、役割を明確にし、適切に維持管理を行なっていきます。

また、公園施設の維持管理については、目まぐるしく変化する多様なニーズに対して迅速に対応することが困難です。そこでこれらの管理に加えて、包括的指定管理や地域の方々やエリアマネジメント団体、隣接施設の管理者との協働など異なる手法も検討する必要があります。各地域において、ヒアリング等の意見聴取を行い、アダプト制度を活用することで、中長期での千代田区、指定管理者、区民、町会、利用者が一体となった維持管理体制の構築に努めます。



### 3. 区民参画による公園づくり

維持管理体制の構築と並行して、区民参画による公園づくりについても検討を行います。具体的には公園での禁止事項の緩和を行い、できることを増やしていくことを目指します。これら以外にもアダプト制度の推進による区民協働に向けても検討を進めていきます。

#### 3-1 地域ニーズを反映させるプロセスを経た全面改修整備

公園等の全面的な再整備にあたっては、地域ニーズ等を把握した上で、地域のイベント利用や、子どもの遊び場、高齢者の交流、健康増進など、地域におけるオープンスペースとして求められる機能を具備する公園としての整備を積極的に進めていきます。オープンハウスや意見交換会など市民意見を反映するプロセスを実施します。

#### 3-2 区民と連携した公園における緑の創出・維持管理

アダプト制度を運用し、区が管理する公園や道路において、町会・商店会・学校・ボランティア団体・企業等が緑化や清掃活動を実施することで、地域の活性化、区民等の交流機会の創出を図ります。またコミュニティーガーデンなどの設置を支えるソフト面の支援も検討します。

#### 3-3 企業やエリアマネジメント団体等と連携した公共的な維持管理・運営

地区計画による地区施設の決定やエリアマネジメント等によって、企業等が公共的な緑の維持管理・運営に関わることを促進します。また企業やエリアマネジメント団体との協定締結によって、企業敷地とその周辺の緑の一体的な維持管理・運営を企業等が担う取組みも進めていきます。

#### 4. 他事業・他区との連携

地区内の公園・児童遊園・広場だけでは限られた公園数や立地により、誘致圏外が存在し、本整備方針で定めた理念や方針、強化すべき機能の全てを満たすことは、難しいと考えています。この課題を解決するためには、公園等だけではなく、民間の公開空地や民間開発との連携、行政面積の21.8%を占めている道路を有効活用していくことが重要だと考えられます。千代田区内では、多くの民間開発が行われるため、その際に公開空地の設置や大街区化することでの道路の廃道による広場の創出などが想定されます。これらの民間開発とも連携した広場づくり、公園づくりを行い、前述した機能の強化を図ります。区内ではウォークブルまちづくりが進められており、連携することが考えられます。また、千代田区内の公園の中には、中央区、台東区、新宿区と隣接する公園が存在し、利用者は区を超えて利用していることも考えられるため、これらの他区との連携強化を図っていくことを目指します。



千代田区内における道路活用の事例

## 5. 進行管理

PDCA サイクルを意識し、事業計画（Plan）、実行（Do）、事業の状況確認（Check）、次の取組みへの反映（Action）により、本整備方針の進行管理を行います。

しかし、社会・経済状況の急激な変化、人々のニーズの多様化、緑とオープンスペース等に関わる新たな制度の創設などにも機動的に対応する必要があります。そのため、定期的に取り組状況を把握しながら検討する必要があります。

計画期間が終了する概ね 20 年後には成果を評価し、公園の利用実態や区民意見を聴取しながら計画の改定を検討します。本計画は概ね 20 年を目安とした整備方針ですが、「できることからやる！！」を意識し機能の強化を図ります。具体的には、ソフト面として時間帯を区切ったの花火利用やボール遊びなどを可能とする取組み、ハード面として 1～2 年程度で調査・設計・工事を行う取組みや調査・設計のみでも数年間を要する整備など、同時並行的な導入を試みます。

## 6. 公園施策の進化に向けて

本整備方針の更なる進化に向けては、定量的なデータの活用や社会実装・社会実験の展開、制度や体制の見直しなど柔軟な先端的でかつ柔軟な施策を展開していきます。

### 6-1 状況の継続的な把握と定量的データの分析・活用

人・まち・社会の変化に応じて柔軟に緑施策を改善していくため、最新の状況の把握に努め、エビデンスに基づく施策立案（EBPM）を進めます。具体的には、定期的な緑被状況の調査とGIS（地理情報システム）等を活用した詳細分析、緑に関する区民意識の継続的な調査を実施するとともに、緑やオープンスペースの活用状況などエリアマネジメント団体等が収集、作成するデータについても積極的な活用を図ります。

また、本区における緑をより快適に楽しめるものとするため、企業・大学等と連携し、デジタル技術を活用して緑の位置や種類、生物多様性等に関する情報の発信に取り組みます。

### 6-2 社会実装・社会実験の展開

本整備方針に定められている先駆的公園に代表されるように、これまでにない公園機能の拡充を図ります。先駆的な取り組みを区内の他地域にも波及させていきます。場合によっては社会実験を行い、その整備の妥当性の検証も検討します。

### 6-3 制度や体制の柔軟な見直し

区民や企業等のニーズ、まちの変化等に応じて、柔軟に見直すとともに弾力的な運用を図り、また必要な制度や体制の創設を検討していきます。